美濃加茂市立三和小学校 学校運営協議会 設置要綱

(名 称)

第1条 本協議会を『美濃加茂市立三和小学校 学校運営協議会』と称する。

(趣 旨)

第2条 本要綱は、美濃加茂市学校運営協議会規則に基づき、美濃加茂市立三和小学校(以下「本校」という)の学校運営協議会(以下「協議会」という)について、必要な事項を定める。

(目 的)

- 第3条 協議会は、学校運営に関して、美濃加茂市教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域の住 民及び保護者(以下「地域住民等」という)の学校運営への参画の促進や連携強化を進めるこ とにより、次に掲げる事項の達成を目指すものとする。
 - (1) 地域住民等が、本校との連携の下、目標を共有し、責任を分かり合い協働して、児童が健 やかに育つ風土が醸成されること。
 - (2) 家庭及び地域の教育力を高め、本校との共同実践の下、子どもの生きる力が育成されること。
 - (3) 地域住民等と本校の信頼関係を深め、地域に開かれた、地域が支え、信頼される学校になること。

(委 員)

- 第4条 協議会の委員は、次に掲げる者につき教育委員会が委嘱又は任命する委員15名以内で組織 する。
 - (1) 地域住民及び地域団体代表
 - (2) 本校児童の保護者代表
 - (3) 学識経験者等
 - (4)関係行政機関の職員
 - (5) 本校の校長、教頭及び協議会担当教諭
 - (6) その他、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行うものとする。 (会議)
- 第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。事務局は本協議会の庶務と会計を行う。

2 事務局は、教頭とする。

(委員の責務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と する。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

- 第10条 年度初め、校長は学校運営に関して基本的な方針を作成し、次に掲げる事項について協議 会の承認を得なければならない。
 - (1)教育目標及び学校経営計画に関すること
 - (2)教育課程編成に関すること
 - (3)組織編成に関すること
 - (4) 学校の施設設備等の管理及び整備に関すること
- 2 前項の承認が得られない場合は、校長は協議会委員の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られものまでの間、効力を有するものとする。

(部会等)

- 第 11 条 協議会は、定めるところにより、必要に応じて部会等の組織を置くことができる。 (学校への参画促進等)
- 第12条 協議会は、本校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等の促進に努められなければならない。
- 2 協議会は、地域住民に対して、その運営状況に関する情報を積極的に提供及び講評すると共に、地域住民等の意見、要望等を把握してその運営に反映するように努めなければならない。

(その他)

第 13 条 この設置要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、美濃加茂市学校運営協議会規則に従う。

(附 則)

本要綱は、令和4年4月1日から施行する。